

令和4年度 第1回草津市青少年問題協議会 会議録

■日時：令和4年7月21日（木）10時00分～12時00分

■場所：市役所8階大会議室

■出席委員：17名

周防美智子委員、岸本修一委員、奥井さよ子委員、政川純子委員、中村敏治委員
山中多恵子委員、福井昌子委員、矢野廣意委員、清水順二委員、高田聡委員
廣瀬智彦委員、深見真由美委員、酒谷佐枝子委員、木村正雄委員、千代誠一委員
野村真由美委員、藤田朝絵委員（委任状1名）

■出席幹事：11名

山口草津警察署生活安全課長、岩城危機管理課長、岸本健康福祉政策課長、堀井人とくらしのサポートセンター所長、古川生活支援課長、中瀬子ども・若者政策課長（代理門田課長補佐）、上原生涯学習課長、宮田スポーツ推進・スポーツ大会担当副部長、上原学校教育担当副部長、柴原児童生徒支援課長、杉山草津市立少年センター所長

■事務局：9名

金森子ども未来部長、黒川子ども未来副部長、松林子ども家庭・若者課長、岸子ども家庭・若者課長補佐、柴野子ども家庭・若者課係長、大隅子ども家庭・若者課専門員、日向子ども家庭・若者課主査、新庄子ども家庭・若者課主査、太田子ども家庭・若者課会計年度任用職員

■傍聴者：なし

■話題提供者：1名

濱田洋介氏（大津保護観察所 処遇部門 統括保護観察官 社会復帰調整官室長）

1. 開会

【市長】

おはようございます。皆様には、草津市青少年問題協議会の委員に御就任を賜り、本日は令和4年度第1回草津市青少年問題協議会でございますが、皆様方におかれましては、日頃から青少年の健全育成活動に御尽力を賜り、ありがとうございます。

さて、青少年が次世代を担う存在として、健やかに成長することは、私たちすべての大人の願いであり、青少年の成長過程におけるさまざまな問題を改めて把握し、総合的に連携しながら対応する必要があります。本年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、18歳・19歳の方の自己決定権を尊重して、積極的な社会参加を促すことが期待されています。一方、少年法の改正に伴い、成年となった18歳・19歳については、処罰も厳しいものとなっており、権利の拡大と共に義務や責任も大きくなってまいります。時代とともに、価値観が変化する中で、青少年を取り巻く環境も日々変化しており、近年では、不登校やひきこもり、子どもの貧困やヤングケアラーなど大きな社会問題が発生し顕在化している中で、皆様方の取組は、青少年の健やかな成長に必要不可欠なものとなっております。

当市では、今年4月に、子ども未来部の子ども家庭課を、若者という言葉をつけ加え、子ども家庭・若者課としました。困難をかかえる子どもと若者の悩み相談窓口の開設を予定しており、本日は、困難をかかえる子ども・若者の支援について、委員の皆様にご協力をお願いしたいと思

っております。青少年がいいきと輝き活躍できる社会づくりに向け、より一層の取組を進めていけるよう、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。皆様方の御健康とますますの御活躍を祈念いたしまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 自己紹介

〈名簿順に自己紹介〉

3. 事務局より協議会についての説明

【事務局】

協議会の目的については、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議することと、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとしています。本日の協議会では、この目的が遂行できますよう御協力をお願いします。

次に、組織については、委員は20人以内となっており、任期は2年となっています。今年度は委員改選の年度となっていますので、この後、会長および副会長を委員の皆様の中から互選していただき、協議会を進めていただきます。以上で事務局からの説明を終わります。

4. 会長・副会長の選出

委員から、事務局提案を求める声があり、事務局案として会長に周防委員、副会長に高田委員を推薦し、挙手により該当委員以外の出席委員全員が賛成であったため事務局案が承認されました。

【会長あいさつ】

岡山県立大学の周防美智子でございます。草津市で子ども支援に関わり、今年で15年目になります。たくさんの方とお知り合いになりながら、草津市の子ども支援を一緒に行えることをうれしく思います。今日から夏休みに入り、地域の中で子どもたちの声が聞こえてくる機会が多いのかなと思う一方で、昨年の「兄が妹を・・・という、悲しい出来事が思い出されます。」夏休みに入り学校での見守りが継続できない中、地域の支援・連携がとても重要だと痛感しております。

皆様方の御意見をお聞きしながら、青少年をどのように支えていくかをしっかりと考えていきたいと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。

【副会長あいさつ】

草津中学校長の高田聡と申します。青少年問題については、職務柄真っ只中にいます。過日、ここ10年間で小・中・高の生徒人口が100万人減っているという新聞記事がありました。大変忌々しき状況だと思っております。社会がどのように捉え、どのように取組を進めていくかが重要です。本協議会においても、子どもたちをしっかりと支援していける場にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈公開・非公開について〉

【会長】

報告・協議に入ります前に、本協議会の公開・非公開の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本協議会は、草津市市民参加条例第9条第1項に基づき、公開することとなっております。ただし、会議において取り扱う情報が、非公開情報に該当するとき、または、第3号の定めにより、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができることとなっております。本日の議題はこれらには該当しませんので、公開協議と考えております。

【会長】

事務局から説明がございましたが、公開協議と考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【会長】

異議がないようですので、本日の会議は公開で進めさせていただきます。傍聴人がいらっしゃいましたら御入場ください。

【事務局】

本日は、傍聴人はいらっしゃいません。

5. 報告・協議

【会長】

本日の議題は、「草津市の青少年問題の現状と今後の取組について」でございます。

まずは、事務局より草津市青少年対策事業基本方針および青少年の健全育成に係わる事業の概要について説明をお願いします。

【事務局】

『令和2年度～6年度 草津市青少年対策事業基本方針』であります。『第二期草津市子ども・子育て支援事業計画』、『草津市教育振興基本計画（第3期）』に基づいて、主として青少年の現状や健全育成の環境変化をふまえて作成をしております。

修正箇所が1か所ございますので、説明の前に確認させていただきます。

「深夜徘徊や万引き、乗り物盗の初発型非行の増加についても懸念される状況にある。」とありますが、その箇所を、「万引き・乗り物盗等の初発型非行や喫煙・深夜徘徊等の不良行為についても懸念される。」に修正いたしました。

それでは、本文を読み上げながら説明いたします。

説明内容

これから説明します基本方針につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の基本方針となり、本年度は3年目となります。基本方針の前半部分には、社会全体の変化と本市の特性を踏まえた上で、本市の子どもたちの健全育成を図っていくための目指すべき方向を記しています。また、取り組むべき具体的な施策については、「3つの重点目標」として後半部分に記しています。

それでは、上段の4行について説明します。ここでは、特に「ICTの進化」や「グローバル化の進展」、「情報機器の急速な技術革新」に伴い、スマートフォン等の普及や発達が顕著である中、そのことにより、子どもたちの「行動範囲の広域化」、「人間関係の複雑化」、「規範意識の低下」など、行動様式に大きな変化が生じていることを記しています。

次の4行では、本市の特徴を記しています。全国的に人口の減少が叫ばれる中、本市では、「今なお人口増加の傾向にあり、住宅地や大型商業施設、広場などの増設により、子どもたちの遊びの場が増え、万引き・乗り物盗などの「初発型非行」や喫煙・深夜徘徊等の不良行為についても懸念される状況にあります。

10行目からは、大きな社会問題となっております、「いじめ問題」や「SNSでのトラブル」、また、大人社会の反映でもある「子ども虐待」や「貧困問題」について、「早期発見と早期対応」、「関係機関の密接な連携」を図りながら、青少年の健全育成を総合的に推進していくための「目指すべき方向性」を記しております。

次に、具体的な取り組みとして、「3つの重点目標」を掲げています。

1つ目は、「青少年が安心して暮らせるためのネットワークづくりの推進」です。

「青少年が自ら危機管理ができるようになるための働きかけ」や「豊かな人間関係づくり」、また、「孤立家庭を作らない取組」や「居場所づくり」等について、関係機関や団体が相互に連携を図り、切れ目のない支援体制の充実を図っていきたいと考えます。

2つ目は、「非行防止の取組と立ち直り支援の充実」です。

「有害環境浄化活動」や「継続的なパトロール活動・街頭啓発」など、子どもたちに「見える」形で推進する。また、「無職少年への就労支援」や「立ち直り支援」などの取組の推進を図りたいと考えます。

3つ目は、「健全育成への支援と地域コミュニティ力の充実」です。

学校・家庭・地域・関係機関が協働しながら、青少年の安全を見守り、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成に努めることと、私たち大人が生活の中で、子どもたちにあたたかい声かけを行い、子どもたちの小さな変化に気づき、ふれあいを深める関係づくりに心がけるなど、子どもの豊かな成長を支えてまいりたいと考えます。

これらの基本方針および重点目標をもとにしながら、各団体や個人での活動を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上で、基本方針の説明を終わります。

次に、「令和4年度 草津市青少年の健全育成に係わる事業の概要」について説明させていただきます。別添の冊子を御覧ください。

この冊子は、草津市の各課および草津警察署が行っている青少年に係わる事業をまとめております。昨年度の事業内容から実績や成果と課題を整理した上で、今年度の事業概要を説明する書式となっております。各課の取組を記しております。こちらのほうも、すべて読んで説明することは、協議会進行においても支障をきたしますので、委員の皆様方に御一読いただけるよう、事前に送付させていただきました。御協力いただけることなどがありましたら、お力添えいただけますと幸いです。これで各課の事業概要の説明を終わらせていただきます。

【会長】

事務局より基本方針および健全育成に係わる各課の事業概要の説明を受けまして、何か御意見があればお願いします。

【会長】

次に、本年度の「テーマ」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和4年度の草津市青少年問題協議会のテーマを、「困難をかかえる子ども・若者の支援」～支援ネットワークの構築～としたいと思います。その理由については、核家族化や労働環境の変化、技術革新による情報化社会の転換等、子ども・若者を取り巻く環境の変化により、様々な困難や課題に対応できずにいる子どもと若者が増え、不登校や若者無業者（ニート）、引きこもり等の問題が生じています。

国では、平成22年4月1日に子ども・若者育成支援推進法が施行されました。「若者」については法令上の定義はありませんが、子供・若者育成支援推進大綱において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）とされています。それぞれの子どもや若者の状況に応じて必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で支え、伴走していくことをめざしています。

これを受けて草津市では、平成31年度に教育委員会から「青少年健全育成事業」、「少年センター」を子ども未来部に移管することで、妊娠・出産・子育て期から義務教育、高校等の幅広いステージへの包括的、一体的な支援を行える体制を整えました。

さらには、令和2年度に子ども・若者育成支援推進法に基づく、「草津市子ども・若者計画」を策定し、重点的な取組として義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実と引きこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実を図ることとしました。

今年度、子ども家庭・若者課では困難を抱える子ども・若者の相談窓口を10月に開設し、保健師、社会福祉士、臨床心理士の専門職を配置し、引きこもりや不登校、ヤングケアラーなどさまざまな悩みを抱える子ども・若者の相談に応じます。相談の対象は概ね39歳までの子ども・若者とし、本人とその家族を想定しています。

さまざまな悩みや課題を抱える子どもや若者に対しては、一人ひとりのその時の状態等により必要となる支援が異なり、一つの機関で支援を含めてすべて対応することは非常に厳しい状況と

なっています。そのため、関係機関・関係団体等で行っている支援の専門性を活かし、発達段階に応じた支援を組み合わせることで、効果的かつ円滑に子どもや若者をサポートするために、矯正・更生保護、保健・医療、教育、福祉、地域、雇用の分野で構成される「支援地域協議会」を設置し、ネットワークづくりを行う予定です。

青少年問題協議会においても「青少年が安心して暮らせるためのネットワークづくり」を重点目標のひとつとしておりますので、皆様に御意見をいただきたく今回のテーマといたしました。よろしくお願いいたします。

【会長】

事務局から、基本方針の一部改正、各課の事業報告、テーマの説明を受けて、何か御意見や御質問があればお願いします。

【委員】

「青少年が安心して暮らせるためのネットワークづくりの推進」とありますが、具体的にどのようなネットワークづくりをお考えなのでしょうか。また、相談窓口の設置をどのような方法で周知されるのでしょうか。

【事務局】

子どもから大人につながるまでの切れ目のない支援について、草津市では、令和2年度に子ども・若者計画を策定しました。39歳までの子ども・若者に特化した幅広い相談を受ける窓口の開設が決まり、本年10月から子ども未来部子ども家庭・若者課で相談を受けることになりました。当課だけでなく、さまざまな分野の方や多くの機関と連携を図りながら、支援を行う予定です。案内につきましては、草津市の広報やホームページなど、現在は準備をすすめているところです。

【委員】

対象は若い方になるので、SNSやインターネットなど、もっと身近なツールを利用した周知方法は取られないのでしょうか。

【事務局】

工夫を重ねながら周知が図れるよう、検討していきたいと思います。

【委員】

地域ボランティアとしての参加率の低下が目立ってきていることが気になります。保護者への情報提供や地域コミュニティ力を上げていくためのボランティアの拡充について、取組をお聞きます。

【幹事】

本市の総合計画では、地域力の強化や各地域での支え合いの中で、ボランティアが大事である

と謳っています。福祉の観点から考えますと地域で活躍される方とはネットワークが深いこともあり、社会福祉協議会がボランティアの育成、すそ野を広げる活動をされています。

【会長】

次に、本市の状況を知るため、「草津警察署管内の少年非行の状況について」草津警察署生活安全課長より、御報告をいただきます。

(1) 草津警察署より

「草津警察署 少年非行のあらまし」

令和4年上半期の滋賀県内の少年非行の状況ですが、刑法犯少年（刑法の罪を犯した少年）と不良行為少年（犯罪行為には当たらない少年）を合わせて1,130人検挙・補導しております。刑法犯少年については、160人の検挙で前年比9人の減少となっており、不良行為少年については、970人で、前年比161人の増加となっております。

草津警察署管内におきましては、刑法犯少年が20人の検挙で、前年比2人の減となっております。不良行為少年については、134人で前年比2人の増となっております。

当署で検挙した主な事案としましては、18歳の少年によるSNSを悪用した、わいせつ目的の誘拐事案や19歳の少年による連続犯行の痴漢・盗撮事案がございます。いずれの事案も過日改正されました少年法に規定されております、18歳・19歳の特定少年の犯行であるため、家庭裁判所から検察庁に逆送致される可能性も念頭により緻密な捜査に努めました。また、不良行為少年につきましては、6月末現在、深夜徘徊や喫煙での補導が66%と多数を占めており、駅前の大型商業施設や公園等で少年蟻集や喫煙での通報が多く入っており、草津市内の少年だけでなく、他の市町に住む少年も集まっており、SNSによるつながりがきっかけになって、グループ化している傾向がみられます。

最近では大麻などの違法薬物が未成年者の間でも広がりを見せている傾向にありますが、それらもSNSがきっかけとなっております。警察としても、違法薬物事犯の捜査にも努めておりますが、残念なことに末端には未成年者が数多く関与している状況にあります。このような状況を考えますと、SNSを始めとするサイバー環境に対する取組の必要性が非常に重要だと痛感しております。我々大人が考えるべきこととして、SNSの脅威から子どもを守っていくことがこれからは重要であると思っております。スマホやパソコン、タブレット端末などの使い方については、子どもたちは長けており、反面、大人は苦手意識があり取り組みにくいものですが、これからは大人の目を行き届かせていく必要性を痛感します。子どもたちがどのような使い方をしているのか見守ったり、家庭内のルールを作るなり、それぞれ独自の取組や工夫が大切になると感じています。警察としましても様々な機会を活用し、SNS使用の危険性についての啓発に力を入れていかねばと痛感しています。今後とも皆様方の御理解御協力をお願いします。

【会長】

次に、話題提供に移らせていただきます。本年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い、少年法の一部が改正されております。本日は、大津保護観察所 統

括保護観察官の濱田洋介様にお越しいただいておりますので、「少年法の一部改正」について、お話しさせていただきたいと思います。濱田様、よろしく願いいたします。

(2) 大津保護観察所より

滋賀県の年末現在の保護観察事件数について、令和2年の保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察になった少年）は115件、少年院仮退院者（少年院を仮退院になった少年）は13件になります。この数字は、10年前と比較すると254件から115件、67件から13件と大きく減少しております。

特定少年（18歳・19歳）について、滋賀県の令和4年4月1日から6月末日における受理件数は、速報値ではありますが、保護観察処分少年が9件、少年院仮退院者が0件となります。

少年法の改正に至った経緯については、まず、平成19年5月18日に成立しました「日本国憲法の改正手続に関する法律」により、国民投票の投票権を有する者の年齢が満18歳以上となり、平成27年6月19日に成立しました「公職選挙法等の一部を改正する法律」により、選挙権を有する者の年齢が満18年以上の者に引き下げられたことによります。

さらに、平成30年6月13日に「民法の一部を改正する法律」が成立し、成年年齢が18歳となり、これに合わせて、少年法の一部を改正する法律が令和3年5月28日に成立しました。いずれも施行日は本年4月1日です。

18歳・19歳の少年を特定少年とした理由について、その年齢がまだ成長途上にあることと、指導や働きかけによって変わっていく可塑性があることから、引き続き少年として取り扱う一方で、成年としての責任や役割を果たしていくことを求められることを踏まえ、少年法の対象にはなりますが、異なる取扱いをすることとされたものです。

改正点については、大きく4点があります。

① 逆送対象事件（検察官送致）の拡大

少年は本来家庭裁判所の審判になりますが、これまで被害者が死亡するなど重大な事件に関して、成人と同様、通常の裁判を受けて、刑事処分を受けることになっていましたが、特定少年については、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪等の事件について逆送されることになりました。

② 特定少年に対する処分がある

- ・ 2年の保護観察
- ・ 6月の保護観察（更生指導）
- ・ 少年院送致（3年以内）

③ 保護観察制度の改正

- ・ 保護観察の指導に関して大きく変わることはありませんが、特定少年が遵守事項を守らない場合には18歳未満の少年よりも厳しい対応になります。

④ 実名報道の解禁

- ・ これまでは、少年の名前や写真の公表は控えられていましたが、特定少年は起訴後に解禁される場合があります。

【会長】

ありがとうございました。少年法の改正につきまして、分かりやすくお話をお聞かせいただきました。委員の皆様から、お尋ねしたいことがございましたらお願いします。

【委員】

学校でトラブルが発生した場合、加害者と被害者が同じ生活圏内で生活することになりますが、配慮すべき内容について、また、学校の手を離れてしまった場合、どのようなケアをすればよいのかアドバイスをお願いします。

【話題提供者】

個別のケースによって違いはありますが、被害者と加害者が同じ生活圏内でトラブルが起こった場合は、まずは、被害者へのケアが重要になります。被害者の思いをしっかりと受け止めることが大切です。一方、加害者の未来を考えた時、更生のため、しっかりと教育を受けてもらいたい思いもあります。彼らにとって、学校はとても大切な居場所になります。被害者の納得の上での対応が重要となりますので、その点を踏まえた対応をすることが大切です。

【会長】

あらためまして、濱田様ありがとうございました。それでは各委員からの活動報告・意見交流に移らせていただきます。限られた時間ではございますが、よろしくお願いします。

【委員】

子どもに関わる問題はいろいろと多くあるので、民生委員として学校との連携はしっかりと取っています。今日の会議は協議会なので、参考となるような事例を取り入れていただき、具体的な内容を取り入れた研修の場にしていただきたい。また、基本方針では、「働きかける」とか「努める」とか「推進する」とか、一歩引いたような表現になっているように思うので、「一斉に取り組む」など、断言した表記にしていきたい。

【事務局】

青少年問題協議会におきましては、「事例を挙げて、もっと具体的な内容に」の御意見を頂戴いたしましたが、この協議会は、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を審査審議する場であることと、適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を行う場となっております。それぞれの立場からそれぞれの支援の内容を共有することで、草津市の現状を把握するとともに、現場の様子を共有できる場であると考えております。地域の状況を見ていただいている民生委員というお立場でございますので、子どものいる家庭への関りについて、個人の情報を守りながらどのように実態を把握するかといった困難さがあるかと思われま。家庭への関りについては、関係性の維持についての配慮や慎重さが求められるとともに、行政では見えない地域の実情について、支えていただきながら見守りを行い、相互に支援し合うための連携の場が必要だと思っております。いただきました御意見につ

きましては、連絡調整を行いながら、具体的な内容が協議できるかどうかについて、検討を重ねてまいりたいと考えます。貴重な御意見をありがとうございます。

【委員】

地域コミュニティ力、ネットワーク力の強化が一つのポイントとなっていると思いますが、「地域の子どもは、地域で守り育てる」の言葉のとおり、ボランティアの人材を増やす取組が必要であると感じます。各団体には、得意分野・不得意分野があると思います。ボランティア＝社会福祉協議会と思われるが、もっと広い視野で、ボランティアを発掘していく必要があると思います。例えば、草津市青少年育成市民会議などからすそ野を広げていくなど、考えられるのではないのでしょうか。是非、検討していただきたいと思います。

【会長】

事務局の方で、今後の検討をお願いします。

【委員】

初めてなので、本日の協議会はどのようなものなのかを事前に学習し、イメージを持ちながら参加しました。もう少し具体的に、たくさんの方とそれぞれの案を出し合える場なのかと思っていました。自分の経験を活かしたいと思い参加したのですが、正直、1年に2回の会議なのに、青少年の健全育成にどのようにダイレクトに反映していけるのか疑問に感じました。犯罪を防止するための話し合いの場であると思うので、もう少し意見の言える場であればよいと思いました。初発型非行等については、経験上、大人の話はあまり耳に入ってこなかったように思います。知識のある専門家の方のお話だけではなく、非行を経験された方の実際の生のお話を聞きたい思います。

【委員】

小学校では、SNS等について、少年センターの方や草津警察署生活安全課の方に来ていただいてお話を聞く機会があります。市内の小学校すべてかと言われると、すべてではないと思います。今、当事者の方のお話をという御意見がありましたが、そのような方がおられて、実際にお話ができるということであればそれもありなのかとは思いますが、内容によっては、小学生の子どもたちにそのような話を聞かせることが果たしてプラスになるのか、かえって・・・、というところがあるのかなと思います。それは、子どもの発達の度合いに応じて、お話が子どもたちにスッと入って、「それはあかん」とか「考える」というところになるのであれば、そのような方法もあるのかなとは思いますが、すべてOKであるとは言えないと思います。

【委員】

中学校では、非行を経験された方のお話は、生の声として参考になるとは思いますが、お話をしていただく方が、中学生に適したお話をしていただける方なのかどうかの判断は、難しいと思います。初発型非行防止教室については、少年センターと連携を図っています。生徒の心に響く

お話については、今後検討していく必要があると思います。

【会長】

お二人の委員から、少年センターというお言葉が出ましたので、少年センター所長様御発言をお願いします。

【幹事】

初発型非行の未然防止のために開催している教室ですので、警察の方からは、法律についてはっきりと説明をしていただいておりますし、中学校の先生と事前の打合せを行い、このような内容でお話をしたいと十分な連携を図った上で実施しています。また、毎年同じ内容で行っているわけではなく、社会情勢の変化を把握し、少しずつ修正を加えながら実施しています。「子どもたちが考える時間」を組み込んだり、ロールプレイを取り入れたりしながら取組を進めています。特に、コロナ禍では、生徒たちを一堂に集めて行う形では2年ほどできなかったため、オンライン形式も導入しております。

【委員】

初参加なので、どの団体がどのようなお仕事をされているのかもわかりませんが、自分なりに勉強をしながら頑張りたいと思いました。

【委員】

コロナで社会に閉そく感が漂っており、戦争があったり、元総理が暗殺されたり、暗いニュースが多くある中、大人でさえ社会はどうなっていくのか不安がある中、子どもはなおさら自分たちの将来はどうなっていくのかという不安が、心の傷として残っていくのではないかと思います。そういう時に、「大丈夫だよ。ちゃんとやっつけていけるよ。」と、ビジョンを示していくことが大切だと思います。例えば、10月から始まる相談システムは大切だと思います。相談しやすいシステムにしてください、「こんな相談もいいんだよ。」「こんな相談をしたら、解決できたよ。」と言えるような成功事例も示していただけたら、相談しやすいだろうと思います。この協議会も、年に2回なので、疑問点や具体例を出していただきながら進めていけたらいいなと思いました。

【会長】

新たな、新鮮な御意見をたくさんいただき、貴重な会議を持つことができました。頂いた御意見については、次回につなげていき、より良い協議会にしたいと思います。

昨日、幼児課の仕事でこども園に行ってきましたので、「途切れのない草津市内での支援」ということで、青少年の支援について少し思ったことをお話しします。

子育て環境（家庭・地域）に、「地域の中で、家庭の居場所があって、孤立されていないかどうか」「子育てに困っているが、些細な事なので周りの人に聞くこともできずに悩んでいる」といった家庭がないかどうか。

「子ども支援」は、一方では、「子育てをしている家庭支援」によって、子どもたちが家庭で

支援される、地域で支援されるという意味合いを大きく持っていることとなります。

おもてに出せない思いを持った家庭を、何とか支えていきたいという思いをもって活動されている皆さん、よろしくお願いします。ネットワークは、つながりがどれだけできるかが目標になると思います。支援ができる人たちが手をつなぎながら、支えていける、子育てがしやすく子どもが育ちやすい草津市にしていければと思います。

6. 閉会

【副会長】

閉会にあたり、一言申し上げます。

現在の中学校の状況について、少しお話しをさせていただきます。

昔の生徒は、体育館やプールの裏などの人目につかないところに集まり、いろんなことをしていましたが、今の子どもたちの集まる場所は、職員室なんです。何で職員室に来るのかというと、職員室に来れば自分を見てもらえるからです。教室にいと、それぞれの子どものコミュニティがあっても、そこに入りきれない現状があって、教室で一人ぼっちになってしまったり、友だちと話していても、本当に自分のことを分かってくれているのか不安になるので、職員室に来ることです。職員室では、先生たちが相手をしてくれるし、好きなことが言えるので、居心地がいいのだと思います

職員室に来る子どもたちには、愛着の不足や自己肯定感の低さを感じます。SNSは広くはつながりますが、深くはつながりません。引付いたり離れたりを繰り返しています。大人の世界も同じで、人間関係が希薄になり、福祉の手の届かない人がいても、個々の家庭に入っていけない現状があります。子どもの問題を、大人や社会の問題として考えていくと、また違った観点の御意見がいただけると思います。今後とも、貴重な御意見をいただき、充実した協議会にしていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。